
1502.出港届

業務コード	内 容
GOR	出港届呼出し
GOR01	出港届

1. 業務概要

航空会社が当該空港出発前、出発便名及び出発空港に係る出港届情報をシステムに登録し、出港届を行う。

また、本業務により出港届の変更及び取消しを可能とする。

(1)「出港届呼出し（GOR）」業務の場合

出発便名及び出発空港に係る出港届情報の変更を行う場合に、出港届情報を呼び出す。

(2)「出港届（GOR01）」業務の場合

出発便名及び出発空港に係る出港届情報の登録、変更及び取消しを行う。

即時許可とするかまたは許可保留とするかを判定し、許可保留となった場合は、税関による許可保留の解除が必要である。なお、既に許可済みの出港届情報について、変更は当該情報の届出者のみ可能であり、取消しは税関のみ可能である。

手続名	提出先
出港届	税関
出港届	入国管理局

2. 入力者

税関、航空会社

3. 制限事項

なし

4. 入力条件

(1) GOR業務の場合

(A) 入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

入力者が航空会社の場合は、出港情報DBに登録されている出港届（GOR01）業務を行った入力者と同一の利用者であること。

入力者が航空会社の場合は、システムに機長代行者として登録されている利用者であること。

入力者が税関の場合は、入力者の所属する税関官署と出発空港を管轄する税関官署が同一であること。

(B) 入力項目チェック

(a) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照。

(b) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照。

(C) 出港情報DBチェック

(a) 入力された主たる出発便名に対する情報が1件のみ存在する場合

入力された主たる出発便名に対する出港情報が存在すること。

(b) 入力された主たる出発便名に対する情報が複数存在する場合

出発空港が入力されていること。

入力された主たる出発便名及び出発空港に対する出港情報が存在すること。

(2) GOR01業務の場合

(A) 入力者チェック

(a) 入力者が航空会社の場合

システムに登録されている利用者であること。

システムに機長代行者として登録されている利用者であること。

出港情報DBに登録されているGOR01業務を行った入力者と同一の利用者であること。

出発空港が税関空港の場合で、処理区分が取消しの場合は、出港許可後でないこと。

(b) 入力者が税関の場合

システムに登録されている利用者であること。

入力者の所属する税関官署と出発空港を管轄する税関官署が同一であること。

処理区分が変更または出港許可前における取消しの場合は、出港情報DBに登録されているGOR01業務を行った入力者が税関利用者であること。

(B) 入力項目チェック

(a) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照。

(b) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照。

(C) 出港情報DBチェック

(a) 処理区分が登録の場合

入力された主たる出発便名及び出発空港に対する出港届情報が存在しないこと。

(b) 処理区分が変更または取消しの場合

入力された主たる出発便名及び出発空港に対する出港届情報が存在すること。

出発空港が税関空港の場合は、変更を行う日が届出許可日と同日または翌日であること。

出発空港が税関空港以外の場合は、変更または取消しを行う日が届出提出日と同日または翌日であること。

出発空港が税関空港の場合で、かつ入力者が航空会社の場合は、取消しを行う日が出港届許可前であること。

入力された航空機識別の2桁目（外国貿易機または特殊機）と登録されている航空機識別の2桁目（外国貿易機または特殊機）が同一であること。

(D) 乗組員・旅客情報DBチェック

乗組員氏名表情報出力要表示に「Y」が入力された場合は、入力された主たる出発便名及び空港に
対して以下の全ての条件を満たすこと。

乗組員氏名表情報が存在すること。

乗組員・旅客情報に登録されている出港における乗組員氏名表情情報を登録した利用者と同一であるか、
入力された航空会社（便名先頭2桁）において、予め空港単位に登録された代表利用者、
または乗組員委託先利用者と同一であること。

5. 处理内容

(1) GOR業務の場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(B) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(C) 注意喚起メッセージ出力処理

登録を行うには再送信が必要である旨の注意喚起メッセージを出力する。

(2) GOR01業務の場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(B) 出港許可判定処理

出発空港が税関空港の場合は、以下の処理を行う。

入力者が航空会社で処理区分が登録または許可前変更の場合は、入力内容に基づき、出港許可とするか許可保留とするか判定する。

入力者が税関で処理区分が登録または変更の場合は、出港許可とする。ただし、既に出港保留情報が存在する場合を除く。

(C) 出港情報DB処理

(a) 処理区分が登録の場合

入力された主たる出発便名及び出発空港に係る出港届情報を作成し、本業務で入力した内容を登録する。

出発空港が税関空港の場合は、出港許可または許可保留の旨を登録する。

(b) 処理区分が変更の場合

出港届情報の変更を行った旨を登録する。

出発空港が税関空港の場合で許可済でない場合は、出港許可または許可保留の旨を登録する。

(c) 処理区分が取消しの場合

出港届情報の取消しを行った旨を登録する。

(D) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(E) 注意喚起メッセージ出力処理

以下のいずれかの条件を満たす場合は、処理結果通知に注意喚起メッセージを出力する。

処理区分が登録または変更で、入力された出発年月日が入力日より過去である場合

税關に対する届出の提出とはならず、入国管理局への提出のみが行われる場合

6 . 出力情報

(1) GOR業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
出港届呼出し結果情報	なし	入力者

(2) GOR01業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
出港許可通知情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が航空会社で処理区分が登録または変更 (2) 航空機識別が外国貿易機 (3) 許可となった場合 (4) 出発空港が税関空港	入力者(*1)(*3)
出港届審査確認控情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が航空会社で処理区分が登録 (2) 許可保留となった場合 (3) 出発空港が税関空港	入力者(*3)
出港届受理通知情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が航空会社で処理区分が登録 (2) 航空機識別が特殊機 (3) 出発空港が税関空港	入力者(*3)
出港届変更通知情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が航空会社で処理区分が変更の場合 (2) 出発空港が税関空港	入力者(*3)
出港許可取消確認通知情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 届出者が航空会社で税関による許可後取消の場合 (2) 出発空港が税関空港	届出者
入出港関係確認情報	入力者が税関の場合	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が航空会社の場合 (2) 出発空港が税関空港	出発空港の管轄税関 (監視担当部門)(*2)
出港届情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が航空会社で処理区分が登録 (2) 入国管理局宛に届出が行われた	入国管理局
出港届変更情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が航空会社で処理区分が変更 (2) 入国管理局宛に届出が行われた	入国管理局
出港届取消情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 届出者が航空会社で処理区分が取消し (2) 入国管理局宛に届出が行われた	入国管理局

(*1) 税関出力要表示に「Y」が入力された場合は、入力者に出力せずに出発空港の管轄税関(監視担当部門)に出力する。「Y」を入力する場合にはあらかじめ税関の同意を得ること。)

(*2) 提出先空港の管轄税関(監視担当部門)に対して情報出力をを行う場合で、空港施設区分DBに税関利用者が設定されている場合は、当該利用者に対して、出力を行う。

(*3) 4. 入力条件 (2) GOR01業務の場合 (D) 乗組員・旅客情報DBチェックの条件を満たす場合、乗組員氏名表情報の出力を行う。

7. 特記事項

- (1) 入力者が税関の場合は、入国管理局への情報送信はしない。
- (2) 入力者が航空会社で、かつ出発空港が税関空港以外の場合は、税関に対する届出の提出とはならず、入国管理局への提出のみが行われる。